

森林クラウドシステム構築における情報提供依頼書

1 目的

本県では、森林・林業行政の事務省力化及び関係機関との情報共有の効率化のため、森林クラウドシステムを平成 30 年から運用している。

令和 5 年 3 月末に現行の森林クラウドシステムの利用契約が満了を迎えることから、次期森林クラウドシステムの情報収集することを目的とする。

2 基本方針

今回導入する森林クラウドシステムの構築にあたり、以下に示す点を基本方針とする。

- (1) 本県が保有する森林関係情報を一元的に管理すること。
- (2) 全利用者が継続して使いやすいクラウドシステムを導入すること。
- (3) 本県、県下市町村、林業事業者等によるサービス運用を想定すること。
- (4) 県、市町村が取り扱う情報は L G W A N 回線を利用し、林業事業者等が利用するデータはインターネット回線を利用したクラウドサービスとすること。
- (5) 情報資産は、十分な管理体制が確保された本県庁舎外の施設で管理すること。
- (6) 対象ユーザは、県・市町村の森林行政に従事する職員及び林業事業者等の職員とすること。
- (7) 特に予備知識のない職員においても支障なく利用できるような操作性とストレスなく業務が行える動作速度を備えること。

3 利用団体

県、市町村、林業事業者

4 利用（保守・運用）開始時期

利用開始は令和 5 年 4 月とし、利用期間は 5 年間（令和 9 年度末まで）を想定する。

5 基本要件

次の要件は必ず満たすものとする。

- (1) 本システムは、上記 3 の利用団体で共同利用する。なお、利用団体毎に環境を提供するものとし、原則、環境は同一とすること。
- (2) 24 時間 365 日稼働することを原則とし、高度な可用性を保証するシステムであること。
- (3) 現在 L G W A N - A S P として登録されているシステム又は、遅くとも上記 4 の利用（保守・運用）開始時期までに L G W A N - A S P としてサービス提供可能なシステムであること。
- (4) 次に示す O S 及び W e b ブラウザで動作すること。
ア O S : Windows10 及び Windows11
イ ブラウザ : Microsoft Edge
- (5) システムのバージョンアップやソフトウェアの更新の必要が生じた場合でも、容易に追加費用なしで対応が行えるようにすること。
- (6) 法改正など継続的な機能の拡充が行われること。
- (7) 背景データとして森林基本図、国土地理院の数値地図（国土基本情報）、航空写真等を利用できること。
- (8) 市町村や林業事業者等は、本システムの利用者として参加する際、市町村や林業事業者が別途システムの開発を行うことなく利用できるものとする。

6 機能要件

システムの機能は別紙 2 の項目を想定しており、機能別の必要度は以下のとおりである。

- (1) 【基本機能】及び【個別機能・必須】：必ず要件を満たす必要があるもの
- (2) 【個別機能・推奨】：必須ではないが、要件を満たすことが望ましいもの
- (3) 【個別機能・任意】：必須ではなく、可能であれば要件を満たしてほしいもの

7 規模要件

(1) 利用者数

- 県：1箇所当たり1～5名程度
- 市町村：1市町村当たり1～2名程度
- 林業事業者：1事業者当たり1～5名程度

(2) 利用拠点数

- 県：本庁林政企画課、森林づくり推進課及び地方機関 計7箇所
- 市町村：17市町
- 林業事業者：14事業者

(3) データ量

現行システムに格納されている各種情報のデータ量を以下に示す。

情報	データ形式または件数	容量
森林簿データ (H17以降17年分)	1年あたり約45万件	約5.1GB
森林計画図 (林班・小班・林相ポリゴン)	Shape形式	約24GB
森林基本図	Tiff形式	約8GB
オルソ画像	Tiff形式	約230GB
林地台帳データ、林地台帳地図	Shape形式	約1.6GB
航空レーザデータ (微地形表現図、傾斜区分図、林相図、樹頂点等)	Tiff形式、Shape形式	約40GB
その他地図等	Tiff形式等	約12GB

8 セキュリティ要件

次の要件は必ず満たすものとする。

- (1) サーバーへのアクセスはファイアウォールにより不正なアクセスを制御すること。
- (2) システムにはウイルス対策ソフトを導入し、コンピュータウイルスの感染を防止すること。
- (3) ウイルス対策ソフトは、データをサーバーに登録する際にリアルタイムでチェックが行えること。また、最低1日1回の定時ウイルスチェックを行うこと。なお、ウイルス対策ソフトのパターンファイルは、常に最新の状態を保つよう、更新を行うこと。
- (4) アクセスログ及び各種通信ログを取得し、情報漏洩、不正アクセス等を監視・防止すること。
- (5) セキュリティホール対策として、OS・ミドルウェア等のセキュリティパッチが提供された場合、ベンダーリリースから速やかに確認、検証を行った上で、1週間以内に対応方針案を本県に報告し、了承を得た上で適用を実施すること。

9 運用・保守要件

次の要件は必ず満たすものとする。

(1) コールセンター・ヘルプデスク

- ア 利用者からのシステム操作に対する回答窓口として、コールセンターを設置すること。
- イ コールセンター及びヘルプデスクの電話での受付時間は、9:00～17:00（土、日、祝日及び12/29～1/3を除く）において問合せに対応すること。
- ウ 頻度の高い問合せを分析し、FAQ集としてまとめ、情報を提供すること。

(2) 運用・保守の内容

- ア データのバックアップを定期的に行うこと。
- イ ソフトウェア及びハードウェア障害の監視・対応を行うこと。
- ウ システムへのアクセス監視による不正アクセス、異常アクセスなどを検知した場合は速やかに適切な対応を行うこと。
- エ サービスの稼働率は99%以上とすること。
- オ 障害発生時、全面停止については1時間以内、一部機能停止については12時間以内に対応すること。
- カ 設備・回線・機器・ソフトウェア等物理的構成について性能要件を満たすよう、受注者の費用により増強を行うこと。